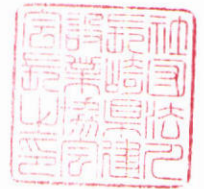


会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三



建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則の別記様式等で規定されており、その内容は、会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められております。

平成21年4月等の会社計算規則の改正、平成19年12月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、平成22年4月以降に提出する株式会社の計算書類の作成方法が変更されることになります。

これに伴い、平成22年2月3日付で建設業法施行規則の一部を改正する省令及び建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示が公布され、平成22年4月1日から施行されることとなった旨、国土交通省総合政策局建設業課より別添のとおり連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、改正後の様式の電子データについては、国土交通省ホームページから入手できます。

※入手方法

「国土交通省ホームページ」→クイックリンクから「建設業・不動産業」を選択→「許可申請の手続き」